（出願審査の請求の手数料の軽減）

第十八条　法第七十五条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が第十六条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　申請に係る発明の特許出願の表示

三　出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3　前項の規定により算定した出願審査の請求の手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（国際出願に係る手数料の軽減）

第十九条　法第七十五条第三項の規定により国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。以下この条において同じ。）に係る手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が第十六条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　申請に係る発明の国際出願の表示

三　国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする旨

2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）第二条第二項第一号及び第三号の規定による手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3　前項の規定により算定した国際出願に係る手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（株式会社産業革新機構による支援決定）

第二十条　法第九十九条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　自らの経営資源以外の経営資源を活用し、新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を行う事業者に対するものであること。

二　その額（株式会社産業革新機構が当該特定事業活動支援（法第九十一条第一項に規定する特定事業活動支援をいう。）の対象となる事業者に対し、当該特定事業活動支援に係る特定事業活動（法第二条第二十一項に規定する特定事業活動をいう。）に関して既に出資（法第九十九条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。）を行った場合にあっては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないものであること。

三　その額と株式会社産業革新機構が既に行った出資（その出資に係る株式について法第九十七条第一項第十二号の譲渡その他の処分を行ったものを除く。）の額との合計額が、九百億円を超えないものであること。

（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第二十一条　法第百十五条第四項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係及び法第百十五条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とし、同条第四項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第二十二条　法第百十五条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・二九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）とする。

（中小企業承継事業再生計画に係る特定許認可等）

第二十三条　法第百二十一条第三項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可

二　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可

三　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条又は第五条の許可

四　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可

五　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条又は第三十七条の二の許可

六　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条の許可

七　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可

2　特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第百二十一条第五項の同意のために必要な書類を定めることができる。

3　法第百二十一条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る中小企業承継事業再生計画に記載する場合には、当該書類を添付しなければならない。

4　主務大臣は、法第百二十一条第五項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。

（中小企業再生支援協議会の組織）

第二十四条　法第百二十八条第一項に規定する中小企業再生支援協議会（以下この条及び第二十七条において「協議会」という。）の委員は、五人以上でなければならない。

2　協議会に会長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3　会長は、協議会の会務を総理する。

4　協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

5　認定支援機関（法第百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。第二十六条及び第二十七条において同じ。）に、協議会の事務局を置く。

（委員の任期）

第二十五条　委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

第二十六条　認定支援機関の長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。

2　認定支援機関の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（定足数及び議決の方法）

第二十七条　協議会は、委員及び認定支援機関の長の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　協議会の決議は、出席した委員及び認定支援機関の長の過半数をもって行う。可否同数のときは、会長が決する。